

会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）について

健康福祉部 こども保育課

1 改正の趣旨・理由

国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正（令和5年12月26日公布・施行 一部令和6年4月1日施行）されたことを踏まえ、本改正が利用者の利便性向上につながる改正であることから、国の改正に準じて改正しようとするものです。

2 改正の内容

- (1) 特定教育・保育施設等^(※1)の施設の利用に関する重要事項^(※2)について、施設内における書面掲示に加え、インターネットにより公衆の閲覧に供しなければならないこととする。

なお、本条例の対象となる特定教育・保育施設等に関する情報については、国が整備した「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」により、既に公表されており、本公表をもって、改正内容に基づく掲示をしているものとみなされます。

(※1) 特定教育・保育施設等

認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(※2) 重要事項

運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他利用申込者による施設の選択に資すると認められる事項

- (2) 保護者に対し書面等で交付すべきものについて、書面等による交付に代えて、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」による提供が出来る旨を規定しているところ、技術的中立性を明らかにする観点から、特定の媒体を示さない形として「電磁的記録媒体」による提供が出来る旨の規定に改め、文言を整理することとする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。